

令和6年10月

税理士職業賠償責任保険ゼミ(令和6年度)

～法人税:税賠事故事例の概要とチェックポイント～

< 資 料 >

税理士：藤曲 武美

法人税申告チェックリスト

それぞれがチェックした日を日付欄に記入すること。

関与先名	事業年度	担当者欄	確認者欄
	自 年 月 日	氏 名	氏 名
	至 年 月 日	チェック日 年 月 日	チェック日 年 月 日

No.	項目	チェックの内容	担当者 チェック欄	確認者 チェック欄
1	前期の確認	前期の申告書・決算諸表を確認し、前期までに発生した税務調整項目につき、当期の申告で税務調整の必要があるかないかを会計処理との関係を考えてチェックをしたか		
2	棚卸資産	貯蔵品・預け在庫等の棚卸資産の計上漏れがないか。棚卸資産の期末評価は所定の評価方法で行われているか。仕掛品の計上は、製造原価との整合性がとれているか		
3	売掛債権	出荷基準、着荷基準、検収基準などの売上計上基準と整合しているか 決算月の締め後の売上計上分について、請求書、納品書、商品有高帳、棚卸表などと整合した売掛債権を計上しているか		
4	有価証券	市場有価証券等の評価損について、事業年度終了時の時価が帳簿価額のおおむね 50% 相当額を下回り、近い将来その価額の回復が見込まれないといえるか 市場有価証券等以外の有価証券の評価損について、発行人の資産状態が著しく悪化したといえる次の事実が生じているか 1 株当たりの純資産価額が取得時の 1 株当たりの純資産価額に比しておおむね 50% 以上下回っている		
5	外貨建資産、負債	外貨建取引に係る発生時換算、期末時換算について「換算方法の選定に関する届出」等に基づいて換算しているか 先物外国為替契約等による為替予約差額の配分について、取引後予約、取引前予約の区分に基づき法人税法所定の配分方法によっているか		
6	減価償却	新規取得資産について、資産の種類、構造、用途及び細目を適切に区分して、耐用年数を適用しているか 所有する固定資産に対して支出した修繕費等について、資本的支出に計上すべき支出について修繕費として処理していないか 取得価額 30 万未満の中小企業者等の特例を含めた少額減価償却資産の取扱いが正しく行われているか。一時に損金算入される少額減価償却資産から貸付け（主要な事業として行われるものを除く）の用に供したものを除外しているか		
7	特別償却又は特別税額控除	期中に設備等を取得した場合に、特別償却又は特別税額控除が適用できるものかどうかを確認したか。特に計画確認・計画認定等が必要なものか、取得価額基準を満たしているか、貸付用でないかなどを確認したか 所有権移転外リースについては特別償却の適用がないこと、特別税額控除は特定中小企業者に限定されることや特定中小企業者だと税額控除率が増加することなどを確認したか 中小企業投資促進税制(措法 42 の 6)や中小企業等経営強化税制(措法 42 の 12 の 4)を適用する場合、即時償却の対象からコインランドリー業又は暗号資産マイニング業（主要な事業として行われるものを除く）の用に供するものを除外したか（令和 5 年度改正） 会社の利益状況、資金状況などを考慮して、特別償却と特別税額控除の効果を的確に比較して選択したか		
8	リース取引	所有権移転外ファイナンス・リース取引について会計処理をしたものが、売買取引又は金融取引に該当するなど、税法上の取扱いと違いがないか確認しているか		
9	長期前払費用・保険積立金	定期保険、養老保険等の支払保険料の保険積立金処理、長期前払費用計上・取崩の処理が法基通 9－3－4～9－3－6 の 2 などに基づいて的確にされているか		
10	繰延資産	当期に支出した費用でその効果が 1 年以上に及ぶものとして税法上の繰延資産となるものがないかどうかを確認したか。償却期間を正しく計算しているか		
11	買掛金	仕入関係の請求書、商品有高帳、材料棚卸表などと整合した買掛金を計上しているか		
12	預り金	乙欄、丙欄適用者の給与所得について甲欄などを適用していないか 販売費等に源泉徴収対象となるデザインや写真の報酬がないか 非居住者、外国法人に支払う不動産の賃貸料、土地等の譲渡対価、人的役務の提供等に係る源泉徴収漏れはないか		
13	借入金	親会社・子会社などの関係会社からの借入金については、適正な利率を計上しているか		
14	貸倒引当金	法法 52 条で貸倒引当金の計上が認められている法人か。個別評価の貸倒引当金は、再生計画認可の決定など法人税法施行令 96 条で計上が認められた場合であるか。一括評価金銭債権に係る貸倒引当金繰入限度額の計算は法定のとおりに行っているか		
15	役員給与	期中に役員給与の改定があった場合に、期中に支給した役員給与が定期同額給与に該当するかどうかを検討しているか。また、改定の決議をした株主総会等の議事録の存在を確認しているか 事前確定届出給与を支給した場合に、届出どおりに支給されているかどうかの確認をしたか 翌職務執行期間で一時金の支給をするかどうかをクライアントに確認しているか。また、一時金の支給を予定している場合に、事前確定届出給与に関する届出書を提出期限までに提出できる準備が済んでいるか 使用人兼務役員になれない専務取締役等、同族会社役員のうち特定株主等に該当する者に対する給与を使用人分給与としていないか		

No.	項目	チェックの内容	担当者 チェック欄	確認者 チェック欄
15	役員給与	会社が役員個人に係る私的費用の負担をしていることはないか。負担している場合、経済的利益の供与として役員給与として認識をしているか		
		分掌変更等による場合の役員退職金について、実質的に退職したと同様の事情にあると認められるか		
		役員に支給する退職給与について、不相当に高額な部分の金額はないか		
16	交際費 (交際費課税がされる場合のみ)	旅費交通費、諸会費、支払手数料等の隣接費用の中で、税法上の交際費等に該当するものがあるか否かを確認したか		
		外部飲食費用等で1人あたり10,000円(令和6年3月31日までの支出については5,000円)以下のものを税法上の交際費等から除外する際に飲食場所、参加者、参加人数等を記載した資料を保存しているか。また、税抜経理方式を採用している法人がインボイス発行事業者でない店舗で飲食等を行った場合、10,000円以下の判定の際、経過措置の消費税等を加算しているか		
		50%の損金算入が認められる接待飲食費の額が正しく計算されているか(接待飲食費の50%損金算入を適用した場合に限る)。資本金が100億円超の法人はこの損金算入が認められない		
17	寄附金	グループ内法人間での取引価額は適正かどうか。子会社支援等について合理的な内容で相当の理由があるものか		
18	貸倒損失	税務上認められる貸倒れ処理の事実要件を具備しているか		
19	業務委託費等	コンピュータのソフト関係の費用で減価償却資産(ソフトウェア)に該当するものはないか。その他、資産の取得に要した金額、前払費用及び繰延資産とされるべき費用が含まれていないか		
20	租税特別措置	賃上げ促進税制(令和6年度改正)、試験研究費に係る税額控除、圧縮記帳などの租税特別措置法に規定されている特例制度が適用される事実があるかどうかを確認したか		
21	中小企業等の特例	軽減税率、特別償却・税額控除、貸倒引当金の法定繰入率の適用、欠損金の繰越控除など中小企業者等に認められている特例を適用する場合に、その適用される中小企業者の範囲が制度によって違うがその確認をしているか		
22	グループ法人税制	100%完全支配関係にあるグループ会社の場合に、100%グループ内の他の会社との間に寄附金の損金不算入(受贈益の益金不算入)、資産の譲渡損益の繰延べなどのグループ法人単体課税制度の適用を受ける取引を行っているかどうかを確認したか。子会社の場合に、中小企業向け特例措置の不適用となる100%完全子会社に該当するかどうかの確認をしているか		
		グループ間の取引がなくても完全支配関係の系統図を申告時に提出することになるが用意しているか		
23	税制改正関係	最近の各年度の主な税制改正項目について適用の有無を確認したか (令和5年度改正) ・研究開発税制の見直し・中小企業投資促進税制、中小企業経営力強化税制の見直し・暗号資産の評価方法の見直し・株式交付特例制度の見直し・DX税制の見直し・オープンイノベーション税制の見直し等 (令和6年度改正) ・賃上げ促進税制の見直し(中堅企業向け賃上げ税制の創設)・中小企業事業再編投資損失準備金制度の拡充、戦略分野国内生産促進税制、イノベーションボックス税制の創設、暗号資産の評価方法の追加見直し、交際費等・少額飲食費の金額の見直し等		
24 申告書関係	別表一・同次葉	中小企業者等の法人税率の軽減措置の適用対象法人であるか否かを資本金額だけでなく、大法人による支配関係の有無などを含めて検討しているか。中間申告分の税額を正しく記載しているか		
	別表二	「判定基準となる株主等の株式数等の明細」の記載が期末現在の株主名簿の内容と一致しているか。株式数等と議決権数の記載が正しいか。自己株式について記載し、割合算出上、分母から除外しているか 同一の株主グループに含めるべき法人株主を別の株主グループにしていないか		
	別表三(一)	特定同族会社の判定割合が50%超で資本金の額が1億円超の場合は別表三(一)「特定同族会社の留保金額に対する税額の計算に関する明細書」を作成し添付の用意をしているか		
	別表四	加算・減算の調整項目に不適切な表現や漏れがないか。特に損金の額に算入されない租税公課、罰課金などを加算調整しているか		
	別表五(一)	「期首現在利益積立金額」欄に記載されたものが、当期の申告調整に影響するもの(当期で加算・留保又は減算・留保として別表四で調整すべきもの)であるかどうかの確認をしたか。また、逆に別表四で加算、減算した留保項目について、別表五(一)で対応して調整したか		
		増減資、自己株式取得、組織再編成などによる資本金等の額に増減はないか。増減があった場合は明細書にその異動内容を記載したか		
		別表4留保欄合計+別表5(1)期首利益積立金額合計-中間分・確定分法人税等・道府県民税・市町村民税合計額=差引翌期首現在利益積立金額合計の検算は行ったか		
	別表五(二)	租税公課等の納付状況等が正しく記載されているか。損金不算入項目が正確に記載されているか		
		「法人税及び地方法人税」、「道府県民税」、「市町村民税」につき損金経理により納付した額について別表四で加算・留保しているか、また、損金不算入となる「加算税及び加算金」などで損金経理により納付した額について別表四で加算・社外流出しているか		

No.	項目	チェックの内容	担当者 チェック欄	確認者 チェック欄
24 申告書関係	別表五（二）	「納税充当金の計算」欄の記載が正しくされており、期末納税充当金の額が貸借対照表の金額と一致しているか		
	別表六（一）	所有期間の按分を要するものについて、その計算と記載が適正に行われているか（復興特別所得税も含む）		
		集団投資信託の収益の分配に係る源泉所得税の額から控除された分配時調整外国税相当額については、本明細書ではなく、別表六（五の二）に記載しているか		
		完全子法人株式等に該当する株式等に係る配当等は、改正により源泉徴収が不要となっているが、誤って源泉徴収を行い所得税額控除の適用を受けていないか		
	別表六（九）～六（十四）	試験研究費の特別控除（措法 42 の 4）関係の別表である。明細書には多くの種類があるので、会社の規模や試験研究費の性格に応じて該当する明細書を適宜に使用しているか		
	別表六（十五）	中小企業者等が機械等を取得した場合の法人税額の特別控除（措法 42 の 6）に関する明細書である。中小企業向けの投資促進税制である。中古資産の取得ではなく、貸付の用に供するものでもないか。また 30%特別償却制度ではなく、7%特別控除制度を選択する場合には、期末資本金額が 3,000 万円以下であるか。税額控除不足額について 1 年間の繰越が認められる（別表六（六）等）		
	別表六（二十三）	中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の法人税額の特別控除（措法 42 の 12 の 4）に関する明細書である。中古資産の取得でなく、貸付の用に供するものでもないか。また即時償却制度との選択が妥当な選択となっているか。税額控除不足額について 1 年間の繰越が認められる（別表六（六）等）		
	別表六（二十四）～同別表付表一、二	給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除（措法 42 の 12 の 5）に関する明細書である。大企業向け（同法①）、中堅企業向け（同法②）、中小企業向け（同法③）のいずれについても、この明細書を利用する。いずれの場合も給与等支給額の増加割合、教育訓練費増加割合による割増措置の適用があるか確認しているか。令和 6 年度で全面的な見直しが行われている点は留意する必要がある。中小企業向けの措置は、繰越控除に関する明細書の添付を要件として税額控除不足額について 5 年間の繰越控除が可能となる		
	別表七（一）	中小企業者等に該当する場合を除き、損金算入限度額が欠損金控除前の所得金額の 50%相当額となっているか		
	別表八（一）	短期保有株式等に係るものとして益金不算入の対象から除外される配当はないか。みなし配当はないか。投資信託の収益の分配金等を対象に含めてはいないか		
		関連法人株式等については、負債利子控除の適用があるが、関連法人株式等に係る配当等の額 × 4%（原則）又はその事業年度の負債利子等の額 × 10%相当額（例外）の計算を正しく行っているか（令和 4 年度改正）		
	別表十一（一）	繰入れが認められる法人の場合、取引の相手先（債務者）について個別評価金銭債権に係る貸倒引当金の繰入れが認められる事実があるかどうかを確認しているか。事実がある場合に当該明細書の記載が正しいか		
	別表十一（一の二）	繰入れが認められる法人の場合、一括評価金銭債権に係る貸倒引当金の繰入れについて、実績繰入率などを正しく計算し当該明細書に正確に記載しているか。法定繰入率を適用する場合に実質的に債権とみられないものの額を控除して計算しているか		
	別表十四（二）	寄附金の損金算入限度額の計算における資本金基準が（資本金額 + 資本準備金の額）× 1000 分の 2.5 で計算しているか（令和 4 年度改正）		
		指定寄附金、特定公益増進法人等に対する寄附金があった場合に、当該明細書にその旨の記載をしているか。令和 3 年 4 月 1 日以後、特定公益増進法人に対する寄附金から「出資に関する業務に充てられる」寄附金は除外されている		
	別表十五	交際費課税がされない中小法人等も本別表は提出する必要があるが、その用意はできているか。交際費等に係る控除対象外消費税等の額を支出交際費等の額に含めているか		
	別表十六（一）	旧定額法又は定額法により償却限度額等を計算する明細書である。資産区分、耐用年数は正しいか。償却超過額、償却不足額の取扱いが正しくされているか		
	別表十六（二）	旧定率法又は定率法により償却限度額等を計算する明細書である。資産区分、耐用年数は正しいか。償却超過額、償却不足額の取扱いが正しくされているか		
	別表十六（七）	青色申告書を提出する法人が中小企業者等の少額減価償却資産の特例（措法 67 の 5）の適用を受ける場合の明細書である。対象資産から貸付の用に供した資産（主要な事業として行われるものを除く）を除外しているか		
	別表十六（八）	一括償却資産の損金算入措置（法令 133 の 2）の適用を受ける場合の明細書である。対象資産から貸付の用に供した資産（主要な事業として行われるものを除く）を除外しているか		
	別表十六（十）	資産に係る控除対象外消費税等の処理、繰延消費税額等に該当する場合、当期損金算入限度額の計算は正しく行われているか。初年度の限度額については、実際の取得日に関係なく、その事業年度の月数の 2 分の 1 相当額になる		
	別表十七（四）	移転価格税制（措法 66 の 4）の国外関連者に関する明細書である。外国子会社等の国外関連者との取引がある場合には、本明細書を添付しているか		

No.	項目	チェックの内容	担当者 チェック欄	確認者 チェック欄
24 申告書関係	当初申告要件	措置法の税額控除等の適用を受けるにあたって関係別表の添付などの当初申告要件を満たしているか		
	特別償却の付表	措置法の特別償却又は割増償却の適用を受ける場合に、対象資産の特別償却限度額等の計算に関する明細書である。本付表を該当の別表十六関係の明細書に添付して提出する用意をしているか		
	組織再編成に係る主要な事項の明細書	組織再編成（合併、分割、現物出資、現物分配等）が行われた場合に法人税の確定申告書に添付することとされている明細書である（法規 35①七）。適格判定に係る主要な事項を慎重に確認して適格組織再編成かどうかの判定を的確に行っているか		
	租税特別措置法の「適用額明細書」	租税特別措置法の各制度を適用している場合に所定の事項、金額を記載した「適用額明細書」を提出する用意はできているか		
25	法人事業概況説明書又は会社事業概況書	税務署所管法人が提出する「法人事業概況説明書」は、「役員又は役員報酬額の異動の有無」や「代表者に対する報酬等の金額」欄の記載に注意する必要があるが、その記載に不備はないか。年末関係書類の電子化の状況についての記載が追加されている		
		大法人などが提出する「会社事業概況書」についても、その記載内容の確認をしているか		
26	会社に対する説明	申告書の提出前に、会社の役員等に対して当期の決算内容、申告内容の説明を行い、承諾を得ているか		
		消費税、地方税も含めた納付税額又は還付税額の説明を行い、承諾を得ているか。特に翌期以降の消費税等の予定納税の金額、回数などについて確認をしているか		
27	代表者の自署押印等	申告書における代表者等の自署押印制度は廃止されているが、申告書提出前に、代表者に申告内容について説明し承諾を得ているか		
28	税務代理権限証書	税務代理権限証書に税務代理の依頼者として記名を得ているか。また、調査の事前通知は税務代理人のみで良いかどうかの確認をし、その旨の✓を付したか		
29	役員改選等の重要事項の確認	役員の変更、役員の改選時期を確認し、それに伴う登記手続きの指導をしたか		
		会社の今後の設備投資の予定、従業員採用計画、経営状況の変化など重要事項の確認をしたか		
		会社の役員、経理担当者に本年度の税制改正の内容、今後の税制改正の動きなどの説明をしたか		
30	納税について	納付書納付から e-Tax を利用したダイレクト納付への切り替えなどを進めているか。その際にダイレクト納付については納税額の上限があることに留意する		

●チェック欄には、OK の場合は○、該当ない場合は△、NO の場合は × とコメントを記入すること。

また、一旦 × となった場合は、○又は△と記入できるまでその理由・原因を調査すること。

●本チェックリストは、一般的な必要最低限の項目のみを対象としており、当該会社の実情等を勘案し、適宜項目を追加した上で利用すること。

イメージデータで提出可能な添付書類 (法人税確定申告等)

イメージデータ (PDF 形式) による提出が可能な主な添付書類は、次のとおりです。
なお、この一覧は、令和6年4月1日以後終了事業年度等分 (令和6年4月1日現在の法令に基づくもの) に対応しています。

○ 添付書類をイメージデータで提出する場合の注意事項 ○

- 「勘定科目内訳明細書」、「財務諸表」など、電子データ (XML 形式、XBRL 形式又は CSV 形式) により提出が可能な添付書類については、イメージデータで提出することができません。
なお、電子データにより提出が可能な添付書類は、「利用可能手続 (法人税確定申告等)」でご確認ください。
- 法令により『登記事項証明書 (不動産及び商業・法人)』の添付が規定されている手続については、申請者が記載等により必要事項を税務署等に提供する場合、登記事項証明書の添付を省略することができます。詳細は、国税庁ホームページ「国税関係手続における添付書類の省略に向けた取組について」のページをご覧ください。

I 法令上提出する必要がある書類

主な項目	添付書類の名称
e-Tax に提出ができない別表	e-Tax に提出ができない別表等 (リリース前の別表等) は、イメージデータでの提出が可能です。 「リリース前の別表等」に該当するかどうかは、「リリース前の別表について」からご確認ください。
確定申告書の添付書類 (法人税法第 74 条、第 144 条の 6)	① 出資関係図 ② 組織再編成に係る合併契約書、分割契約書、分割計画書、株式交換契約書、株式移転計画書、株式交付計画書その他これらに類するものの写し
資産の評価益の益金不算入等 (法人税法第 25 条)	内国法人について再生計画認可の決定があった旨を証する書類 など
資産の評価損の損金不算入等 (法人税法第 33 条)	内国法人について再生計画認可の決定があった旨を証する書類 など

主な項目	添付書類の名称
寄附金の損金不算入 (法人税法第 37 条)	特定公益信託に係る主務大臣の証明に係る書類の写し
会社更生等による債務免除等があった場合の欠損金の損金算入 (法人税法第 59 条)	更生手続開始の決定があったことを証する書類 など
試験研究機関等を行った場合の法人税額の特別控除 (租税特別措置法第 42 条の 4)	試験研究機関等の長若しくは行政機関に置かれる地方支分部局の長又は国立研究開発法人の長の認定に係る書類の写し など
地方活力向上地域等において雇用の数が増加した場合の法人税額の特別控除 (租税特別措置法第 42 条の 12)	法人の事業所の所在地を管轄する都道府県労働局又は公共職業安定所の長が当該法人に対して交付する雇用促進計画の達成状況を確認した旨を記載した書類の写し など
中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除 (租税特別措置法第 42 条の 12 の 4)	① 経営力向上計画の認定に係る認定申請書の写し ② 経営力向上計画の認定に係る認定書の写し
給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除 (租税特別措置法第 42 条の 12 の 5)	法人がインターネットを利用する方法により給与等の支給額の引上げの方針、下請け事業者その他の取引先との適切な関係の構築の方針その他の事業上の関係者との関係の構築の方針に関する事項を公表していることについて届出があった旨を経済産業大臣が証する書類の写し
認定特定高度情報通信技術活用設備を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除 (租税特別措置法第 42 条の 12 の 6)	特定高度情報通信技術活用システム導入計画に係る事業を所管する大臣の確認をしたことを証する書類の写し
事業適応設備を取得した場合等の特別償却又は法人税額の特別控除 (租税特別措置法第 42 条の 12 の 7)	① 情報技術事業適応設備、事業適応繰延資産又は生産工程効率化等設備等が記載された認定事業適応計画に係る認定申請書の写し ② その認定申請書等に係る認定書の写し ③ その認定申請書等に係る確認書の写し
特定船舶の特別償却 (租税特別措置法第 43 条)	国土交通大臣から交付された確認証の写し (特定船舶が令和5年7月1日以後に取得等をする特定外航船舶である場合)
環境負荷低減事業活動用資産等の特別償却 (租税特別措置法第 44 条の 4)	① 認定基盤確立事業実施計画の写し ② 認定通知書の写し
特定地域における工業用機械等の特別償却 (租税特別措置法第 45 条)	産業投資促進計画に記載された事項に適合するものであることにつき、当該産業投資促進計画を定め、作成し、又は策定した市町村の長が確認した旨を証する書類 など
医療用機器等の特別償却 (租税特別措置法第 45 条の 2)	医師等勤務時間短縮計画の写し など

リリース前の別表等について

- リリース前の別表等
- 対象となる別表等
- 参考情報

リリース前の別表等

税制改正等に伴う法人税申告については、毎年、段階を分けてe-Taxの対応を行っており、法人の方の申告時期によっては、e-Taxに提出できない別表等があります。

これまで、提出できない別表等については、添付書類として書面で提出いただいておりますが、このような手間を解消するため、令和元年6月3日（月）から添付書類としてイメージデータ（PDF形式）で送信できるようになりました。

e-Taxに提出できない別表等については、添付書類としてイメージデータで送信してください。

＊ ご注意

- ・ リリースされていない別表等とは、国税庁が提供するe-Taxソフトが対応していない「申告に関する別表等」です。
- ・ e-Taxソフトで対応している別表等について、イメージデータでの提出は認められておりません。
- ・ ご利用の税務（申告）ソフトが対応していない別表等があるだけでは、イメージデータでの提出は認められておりません。
- ・ 法人税確定申告等（平成31年4月1日前終了事業年度等分）については、イメージデータによる提出に対応しておりません。

対象となる別表等

イメージデータでの提出対象となるリリース前の別表等に該当するかどうかについては、事前に以下の「リリース前別表検索」でご確認ください。

「リリース前別表検索」の「対応状況」欄に表示される内容により、イメージデータで提出可能かどうか判断できます。

なお、e-Taxに送信可能な申告手続については、「申告手続（法人税確定申告等）」でご確認ください。

- ・ 「リリース済み（PDF提出不可）」と表示された場合は、イメージデータでの提出対象ではありませんので、ご利用のソフトか、e-Taxソフトで別表等を作成し提出をお願いいたします。
- ・ 「PDF提出可」と表示された場合は、イメージデータでの提出対象となりますので、イメージデータで別表等を作成し提出をお願いいたします。

イメージデータで送信可能な別表等一覧（令和6年5月20日現在）

リリース前別表検索（Excel形式）

参考情報

別表等のイメージデータを作成する場合

イメージデータでの提出対象の別表等については、別表等を作成し添付書類としてPDFデータで提出してください。

別表等を探す



イメージデータの作成
方法 ②

イメージデータの提出
方法 ③

税務（申告）ソフトで作成した別表等を追加送信する場合

既に申告データをe-Taxに送信している方で、イメージデータでの提出対象でない別表等を追加で提出される方は、該当の別表等をe-Taxソフト等で作成し、追加送信してください。

追加送信をする

○法人税確定申告等(令和6年4月1日以後終了事業年度分) 対応状況確認表(キーワード検索)

キーワード

別表・付表番号等	六(二十四)
----------	--------

AND

帳票名称	
------	--

(注) 令和6年5月20日現在のリリース状況を基にしております。

キーワードによる検索結果		
別表・付表番号等	帳票名称	対応状況
別表6(24)	給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除に関する明細書	PDF提出可
別表6(24)付表1	給与等支給額、比較教育訓練費の額及び翌期繰越税額控除限度超過額の計算に関する明細書	PDF提出可
別表6(24)付表2	給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除における雇用者給与等支給増加重複控除額の計算に関する明細書	PDF提出可
	該当なし	
	該当なし	
	該当なし	
	該当なし	
	該当なし	
	該当なし	
	該当なし	
	該当なし	
	該当なし	
	該当なし	
	該当なし	

税務署受付印 令和 年 月 日 税務署長殿		事前確定届出給与に関する届出書		※整理番号	
		納 税 地 〒 (フリガナ) 法 人 名 等 法 人 番 号 (フリガナ) 代 表 者 氏 名 代 表 者 住 所 〒		電話() -	
事前確定届出給与について下記のとおり届け出ます。					
記					
① 事前確定届出給与に係る株主総会等の決議をした日及びその決議をした機関等		(決議をした日) 令和 年 月 日 (決議をした機関等)			
② 事前確定届出給与に係る職務の執行を開始する日		令和 年 月 日			
③ 臨時改定事由の概要及びその臨時改定事由が生じた日		(臨時改定事由の概要) (臨時改定事由が生じた日) 令和 年 月 日			
④ 事前確定届出給与等の状況		付表__ (No. ~No.) のとおり。			
⑤ 事前確定届出給与につき定期同額給与による支給としない理由及び事前確定届出給与の支給時期を付表の支給時期とした理由					
⑥ その他参考となるべき事項					
届出期限	イ 次のうちいずれか早い日 令和 年 月 日				
	(イ) ①又は②に記載した日のうちいずれか早い日から1月を経過する日 (令和 年 月 日)				
	(ロ) 会計期間4月経過日等 (令和 年 月 日)				
	ロ 設立の日以後2月を経過する日 令和 年 月 日				
ハ 臨時改定事由が生じた日から1月を経過する日 令和 年 月 日					届出期限となる日 ☐イ ☐ロ ☐ハ
税 理 士 署 名					
※税務署 処理欄	部 門	決 算 期	業 種 番 号	番 号	整理 簿 備 考 通 信 日 付 印 年 月 日 確 認

(規格A4)

付表 1 (事前確定届出給与等の状況(金銭交付用))

No.

事前確定届出給与対象者の氏名(役職名)				()			
事前確定届出給与に係る職務の執行の開始の日 (職務執行期間)				(令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日)			
当該事業年度				令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日			
職務執行期間開始の日の属する会計期間				令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日			

事前確定届出給与に関する事項	区分	支給時期(年月日)	支給額(円)	事前確定届出給与以外の給与に関する事項	金銭による給与(業績連動給与を除く)	支給時期(年月日)		支給額(円)	
事前確定届出給与に関する事項	職務執行期間開始の日の属する会計期間	届出額	. .		金銭による給与(業績連動給与を除く)	職務執行期間開始の日の属する会計期間	. .		
		支給額	. .				. .		
		今回の届出額	. .				. .		
		今回の届出額	. .				. .		
		今回の届出額	. .				. .		
		今回の届出額	. .				. .		
		今回の届出額	. .				. .		
		今回の届出額	. .				. .		
	翌会計期間以後	今回の届出額	. .		翌会計期間以後	. .			
		今回の届出額	. .			. .			
		今回の届出額	. .			. .			
		今回の届出額	. .			. .			
		今回の届出額	. .			. .			
		今回の届出額	. .			. .			
		今回の届出額	. .			. .			
業績連動給与又は金銭以外の資産による給与の支給時期及び概要									

中小企業者等が機械等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書

事 年	業 度	・ ・ ・ ・	法人名				
措法第42条の6第1項各号の該当号	1	第 号	第 号	第 号	第 号	第 号	
事業種目	2						
資 種 類	3						
産 機 械 装 置 等 の 名 称	4						
区 取 得 年 月 日	5	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	
分 指 定 事 業 の 用 に 供 し た 年 月 日	6	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	
取 得 価 額 又 は 製 作 価 額	7	円	円	円	円	円	
法人税法上の圧縮記帳による積立金計上額	8						
差引改定取得価額 ((7) - (8)) 又は ((7) - (8)) × $\frac{75}{100}$	9						
法人税額の特別控除額の計算							
当 期 分	取得価額の合計額 (9)の合計	10	円	前 期 繰 越 分	差引当期税額基準額残額 (13) - (14) - (別表六(二十二)「14」) - (別表六(二十三)「15」)	17	円
	税額控除限度額 (10) × $\frac{7}{100}$	11			繰越税額控除限度超過額 (23の計)	18	
	調整前法人税額 (別表一「2」又は別表一の三「2」若しくは「14」)	12			同上のうち当期繰越税額控除可能額 ((17) と (18) のうち少ない金額)	19	
	当期税額基準額 (12) × $\frac{20}{100}$	13			調整前法人税額超過構成額 (別表六(六)「7の⑥」)	20	
	当期税額控除可能額 (11) と (13) のうち少ない金額	14			当期繰越税額控除額 (19) - (20)	21	
	調整前法人税額超過構成額 (別表六(六)「7の⑦」)	15			法人税額の特別控除額 (16) + (21)	22	
	当期税額控除額 (14) - (15)	16					
	翌期繰越税額控除限度超過額の計算						
事業年度又は連結事業年度	前期繰越額又は 当期税額控除限度額		当期控除可能額	翌期繰越額 (23) - (24)			
	23		24	25			
・ ・ ・	円		円				
・ ・ ・				外 円			
計			(19)				
当期分	(11)		(14)	外			
合計							
機 械 装 置 等 の 概 要							

別表六十四

令二・四・一以後終了事業年度分

特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合
の法人税額の特別控除に関する明細書

事業年度		法人名						
経営の改善に関する指導及び助言を受けた認定経営革新等支援機関等の名称				1				
事業種目				2				
資産種類				3				
設備の名称				4				
取得年月日				5	・	・	・	・
指定事業の用に供した年月日				6	・	・	・	・
取得価額又は製作価額				7	円	円	円	円
法人税法上の圧縮記帳による積立金計上額				8				
差引改定取得価額 (7) - (8)				9				
法人税額の特別控除額の計算								
当期繰越	取得価額の合計額 (9)の合計	10	円	前期繰越	差引当期税額基準額残額 (13) - (14) - (別表六(十四)「19」) - (別表六(二十三)「15」)	17	円	
	税額控除限度額 (10) × $\frac{7}{100}$	11			繰越税額控除限度超過額 (23の計)	18		
	調整前法人税額 (別表一「2」又は別表一の三「2」若しくは「14」)	12			同上のうち当期繰越税額控除可能額 ((17)と(18)のうち少ない金額)	19		
	当期税額基準額 (12) × $\frac{20}{100}$ - (別表六(十四)「14」)	13			調整前法人税額超過構成額 (別表六(六)「7の⑩」)	20		
	当期税額控除可能額 (11)と(13)のうち少ない金額	14			当期繰越税額控除額 (19) - (20)	21		
	調整前法人税額超過構成額 (別表六(六)「7の⑩」)	15			法人税額の特別控除額 (16) + (21)	22		
	当期税額控除額 (14) - (15)	16						
翌期繰越税額控除限度超過額の計算								
事業年度又は連結事業年度	前期繰越額又は 当期税額控除限度額	23	円	当期控除可能額	24	円	翌期繰越額 (23) - (24)	25
・	・		円			円		
・	・					外	円	
計			(19)					
当期分	(11)		(14)			外		
合計								
設備の概要								

別表六(二十二)

令二・四・一以後終了事業年度分

6(6)		法人税の額から控除される特別控除額に関する明細書	令和6年 4月1日 以後終了 事業年度 分	PDF/393KB	PDF/78KB
			令和6年 9月2日 以後終了 事業年度 分		PDF/116KB
6(6)	付 表	前期繰越分に係る当期税額控除可能額及び調整前法人税額超過構成額に関する明細書	令和6年 4月1日 以後終了 事業年度 分	PDF/417KB	PDF/94KB
6(7)		特定税額控除規定及び産業競争力基盤強化商品生産用資産を取得した場合の法人税額の特別控除の適用可否の判定に関する明細書	令和6年 4月1日 以後終了 事業年度 分	PDF/431KB	PDF/72KB
			令和6年 9月2日 以後終了 事業年度 分		PDF/115KB
6(8)		通算法人に係る通算特定税額控除規定の適用可否の判定に関する明細書	令和6年 4月1日 以後終了 事業年度 分	PDF/214KB	PDF/72KB
6(9)		一般試験研究費の額に係る法人税額の特別控除に関する明細書	令和6年 4月1日 以後終了 事業年度 分	PDF/392KB	PDF/62KB
6(9)	付 表	通算法人の一般試験研究費の額に係る税額控除可能分配額等の計算に関する明細書	令和6年 4月1日 以後終了 事業年度 分	PDF/397KB	PDF/71KB
6(10)		中小企業者等の試験研究費の額に係る法人税額の特別控除に関する明細書	令和6年 4月1日 以後終了 事業年度 分	PDF/319KB	PDF/53KB
6(10)	付 表	通算法人である中小企業者等の試験研究費の額に係る税額控除可能分配額等の計算に関する明細書	令和6年 4月1日 以後終了 事業年度 分	PDF/391KB	PDF/69KB
6(11)		試験研究を行った場合の法人税額の特別控除における比較試験研究費の額及び平均売上金額の計算に関する明細書	令和6年 4月1日 以後終了	PDF/159KB	PDF/52KB

			事業年度分		
6(12)		特別試験研究費の額に係る法人税額の特別控除に関する明細書	令和6年 4月1日 以後終了 事業年度 分	PDF/329KB	PDF/57KB
6(12)	付 表 1	新規高度人件費割合等の計算に関する明細書	令和6年 4月1日 以後終了 事業年度 分	PDF/196KB	PDF/51KB
6(12)	付 表 2	通算法人の特別試験研究費の額に係る税額控除可能分配額等の計算に関する明細書	令和6年 4月1日 以後終了 事業年度 分	PDF/308KB	PDF/62KB
6(13)		欠損金増加合計額に係る法人税額相当額の計算に関する明細書	令和6年 4月1日 以後終了 事業年度 分	PDF/369KB	PDF/67KB
6(14)		調整対象金額が当初申告税額控除可能額を超える場合の法人税額の特別控除に関する明細書 ■別表六(十四)を使用するに当たっての注意点 (PDF/224KB)	令和6年 4月1日 以後終了 事業年度 分	PDF/377KB	PDF/60KB
6(15)		中小企業者等が機械等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書	令和6年 4月1日 以後終了 事業年度 分	PDF/393KB	PDF/56KB
6(16)		沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書	令和6年 4月1日 以後終了 事業年度 分	PDF/538KB	PDF/64KB
6(17)		国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書	令和6年 4月1日 以後終了 事業年度 分	PDF/406KB	PDF/47KB
6(18)		国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書	令和6年 4月1日 以後終了 事業年度 分	PDF/405KB	PDF/49KB
6(19)		地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書	令和6年 4月1日 以後終了 事業年度 分	PDF/390KB	PDF/72KB

6(20)		地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書	令和6年 4月1日 以後終了 事業年度 分	PDF/268KB	PDF/60KB
6(21)		地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除に関する明細書	令和6年 4月1日 以後終了 事業年度 分	PDF/407KB	PDF/75KB
6(21)	付 表	特定新規基準雇用者割合及び特定非新規基準雇用者割合の計算に関する明細書	令和6年 4月1日 以後終了 事業年度 分	PDF/256KB	PDF/51KB
6(22)		認定地方公共団体の寄附活用事業に関連する寄附をした場合の法人税額の特別控除に関する明細書	令和6年 4月1日 以後終了 事業年度 分	PDF/368KB	PDF/67KB
6(23)		中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書	令和6年 4月1日 以後終了 事業年度 分	PDF/376KB	PDF/54KB
6(24)		給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除に関する明細書	令和6年 4月1日 以後終了 事業年度 分	PDF/384KB	PDF/68KB
6(24)	付 表 1	給与等支給額、比較教育訓練費の額及び翌期繰越税額控除限度超過額の計算に関する明細書	令和6年 4月1日 以後終了 事業年度 分	PDF/386KB	PDF/110KB
6(24)	付 表 2	給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除における雇用者給与等支給増加重複控除額の計算に関する明細書	令和6年 4月1日 以後終了 事業年度 分	PDF/263KB	PDF/62KB
6(25)		認定特定高度情報通信技術活用設備を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書	令和6年 4月1日 以後終了 事業年度 分	PDF/424KB	PDF/59KB
6(26)		情報技術事業適応設備を取得した場合、事業適応繰延資産となる費用を支出した場合又は生産工程効率化等設備等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書	令和6年 4月1日 以後終了 事業年度 分	PDF/602KB	PDF/113KB
6(27)		産業競争力基盤強化商品生産用資産を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書	令和6年 9月2日 以後終了	PDF/595KB	PDF/86KB

			事業年度分		
6(28)		特定復興産業集積区域若しくは復興産業集積区域等において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除、企業立地促進区域等において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除又は避難解除区域等において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書	令和6年 4月1日 以後終了 事業年度 分	PDF/467KB	PDF/70KB
6(29)		特定復興産業集積区域において被災雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除、企業立地促進区域等において避難対象雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除又は避難解除区域等において避難対象雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除に関する明細書	令和6年 4月1日 以後終了 事業年度 分	PDF/233KB	PDF/108KB
6(30)		リース特別控除取戻税額に関する明細書	令和6年 4月1日 以後終了 事業年度 分	PDF/372KB	PDF/60KB
6(31)		リース資産の使用状況等に関する明細書	令和6年 4月1日 以後終了 事業年度 分	PDF/312KB	PDF/64KB

法人税の額から控除される特別控除額に関する明細書

事業年度	・	・	法人名	
------	---	---	-----	--

別表六(六) 令六・四・一以後終了事業年度分

法人税額の特別控除額及び調整前法人税額超過額の計算				
当期税額控除可能額 (7の合計)	1	円	当期税額基準額 $((2)-(3)) \times \frac{90}{100}$	4
調整前法人税額 (別表一「2」又は別表一の二「2」若しくは「13」)	2		法人税額の特別控除額 (1)と(4)のうち少ない金額)+(3)	5
試験研究費の額に係る個別控除対象額の法人税額の特別控除額 (別表六(十四)「14」+「28」)	3		調整前法人税額超過額 (1)-(5)-(3))	6
当期税額控除可能額、調整前法人税額超過構成額及び法人税額の特別控除額の明細				
適用を受ける各特別控除制度		当期税額控除可能額 調整前法人税額超過構成額 法人税額の特別控除額		
		7	8	9
一般試験研究費の額に係る法人税額の特別控除	当期分 ①	別表六(九)「21」 円	円	別表六(九)「23」 円
中小企業者等の試験研究費の額に係る法人税額の特別控除	当期分 ②	別表六(十)「18」		別表六(十)「20」
特別試験研究費の額に係る法人税額の特別控除	当期分 ③	別表六(十二)「9」		別表六(十二)「11」
中小企業者等が機械等を取得した場合の法人税額の特別控除	前期繰越分計 ④	別表六(六)付表「1の③」	別表六(六)付表「2の③」	別表六(十五)「21」
	当期分 ⑤	別表六(十五)「14」		別表六(十五)「16」
沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除	前期繰越分計 ⑥	別表六(六)付表「1の④」	別表六(六)付表「2の④」	別表六(十六)「23」
	当期分 ⑦	別表六(十六)「16」		別表六(十六)「18」
国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除	当期分 ⑧	別表六(十七)「23」		別表六(十七)「25」
国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除	当期分 ⑨	別表六(十八)「23」		別表六(十八)「25」
地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除	当期分 ⑩	別表六(十九)「18」		別表六(十九)「20」
地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の法人税額の特別控除	当期分 ⑪	別表六(二十)「16」		別表六(二十)「18」
地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除	当期分	⑫ 別表六(二十一)「21」		別表六(二十一)「23」
		⑬ 別表六(二十一)「27」		別表六(二十一)「29」
認定地方公共団体の寄附活用事業に関連する寄附をした場合の法人税額の特別控除	当期分 ⑭	別表六(二十二)「8」		別表六(二十二)「10」
中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の法人税額の特別控除	前期繰越分計 ⑮	別表六(六)付表「1の⑩」	別表六(六)付表「2の⑩」	別表六(二十三)「22」
	当期分 ⑯	別表六(二十三)「15」		別表六(二十三)「17」
給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除	前期繰越分計 ⑰	別表六(六)付表「1の⑪」	別表六(六)付表「2の⑪」	別表六(二十四)「50」
	当期分 ⑱	別表六(二十四)「43」		別表六(二十四)「45」
認定特定高度情報通信技術活用設備を取得した場合の法人税額の特別控除	当期分 ⑲	別表六(二十五)「18」		別表六(二十五)「20」
情報技術事業適応設備を取得した場合、事業適応繰延資産となる費用を支出した場合又は生産工程効率化等設備等を取得した場合の法人税額の特別控除	当期分	⑳ 別表六(二十六)「19」		別表六(二十六)「21」
		㉑ 別表六(二十六)「26」		別表六(二十六)「28」
		㉒ 別表六(二十六)「41」		別表六(二十六)「43」
産業競争力基盤強化商品生産用資産を取得した場合の法人税額の特別控除	前期繰越分計	㉓ 別表六(六)付表「1の⑫」	別表六(六)付表「2の⑫」	別表六(二十七)「23」
		㉔ 別表六(六)付表「1の⑬」	別表六(六)付表「2の⑬」	別表六(二十七)「33」
	当期分	㉕ 別表六(二十七)「16」		別表六(二十七)「18」
		㉖ 別表六(二十七)「26」		別表六(二十七)「28」
特定復興産業集積区域等において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除	前期繰越分計 ㉗	別表六(六)付表「1の⑭」	別表六(六)付表「2の⑭」	別表六(二十八)「29」
	当期分 ㉘	別表六(二十八)「22」		別表六(二十八)「24」
特定復興産業集積区域等において被災雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除	当期分 ㉙	別表六(二十九)「12」		別表六(二十九)「14」
合 計			(6)	(5)-(3)

前期繰越分に係る当期税額控除可能額及び調整前法人税額超過構成額に関する明細書

事業年度			法人名		
適用を受ける各特別控除制度	事業年度		当期税額控除可能額		調整前法人税額超過構成額
			1		2
	：	：	円		円
中小企業者等が機械等を取得した場合の法人税額の特別控除	：	①			
	：	②			
	計	③	別表六(十五)「19」		
沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除	：	④			
	：	⑤			
	：	⑥			
	：	⑦			
	計	⑧	別表六(十六)「21」		
中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の法人税額の特別控除	：	⑨			
	：	⑩			
	計	⑪	別表六(二十三)「20」		
給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除	：	⑫			
	：	⑬			
	：	⑭			
	：	⑮			
	：	⑯			
	計	⑰	別表六(二十四)「48」		
産業競争力基盤強化商品生産用資産のうち半導体生産用資産を取得した場合の法人税額の特別控除	：	⑱			
	：	⑲			
	：	⑳			
	計	㉑	別表六(二十七)「21」		
産業競争力基盤強化商品生産用資産のうち特定商品生産用資産を取得した場合の法人税額の特別控除	：	㉒			
	：	㉓			
	：	㉔			
	：	㉕			
	計	㉖	別表六(二十七)「31」		
特定復興産業集積区域等において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除	：	㉗			
	：	㉘			
	：	㉙			
	：	㉚			
	計	㉛	別表六(二十八)「27」		

別表六(六)付表 令六・四・一以後終了事業年度分

事業年度	・ ・	法人名	
------	--------	-----	--

令六・四・一以後終了事業年度分

事業種目	1					
資産種類	2					
設備の種類又は区分	3					
細目	4					
取得年月日	5	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・
指定事業の用に供した年月日	6	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・
取得価額又は製作価額	7	円	円	円	円	円
法人税法上の圧縮記帳による積立金計上額	8					
差引改定取得価額	9					
		$((7)-(8))$ 又は $((7)-(8)) \times \frac{75}{100}$				

法人税額の特別控除額の計算

当期	取得価額の合計額 (9)の合計)	10	前期繰越	差引当期税額基準額残額 (13) - (14) - (別表六(二十三)「15」)	17
	税額控除限度額 $(10) \times \frac{7}{100}$	11		繰越税額控除限度超過額 (23の計)	18
	調整前法人税額 (別表一「2」又は別表一の二「2」若しくは「13」)	12		同上のうち当期繰越税額控除可能額 ((17)と(18)のうち少ない金額)	19
	当期税額基準額 $(12) \times \frac{20}{100}$	13		調整前法人税額超過構成額 (別表六(六)「8の④」)	20
	当期税額控除可能額 (11)と(13)のうち少ない金額)	14		当期繰越税額控除額 (19) - (20)	21
	調整前法人税額超過構成額 (別表六(六)「8の⑤」)	15		法人税額の特別控除額 (16) + (21)	22
	当期税額控除額 (14) - (15)	16			

翠 期 繰 越 税 額 控 除 限 度 超 過 額 の 計 算

事業年度	前当期繰越控除額は 当期税額	当期控除可能額	翌期繰越控除額 (23) - (24)
	23	24	25
：	円	円	
：			外 円
計		(19)	
当期分	(11)	(14)	外
合計			

機 械 装 置 等 の 概 要

中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書

事業年度	・	・	法人名		
事業種目	1				
種類	2				
設備の種類又は区分	3				
細目	4				
取得年月日	5	・	・	・	・
指定事業の用に供した年月日	6	・	・	・	・
取得価額又は製作価額	7	円	円	円	円
法人税法上の圧縮記帳による積立金計上額	8				
差引改定取得価額 (7) - (8)	9				
法人税額の特別控除額の計算					
取得価額の合計額 (9)の合計	10	円	前期	差引当期税額基準額残額 (14) - (15) - (別表六(十五)「19」)	18
同上のうち特定中小企業者等に係る額	11		期	繰越税額控除限度超過額 (24の計)	19
税額控除限度額 $((10) - (11)) \times \frac{7}{100} + (11) \times \frac{10}{100}$	12		繰	同上のうち当期繰越税額控除可能額 (18)と(19)のうち少ない金額	20
調整前法人税額 (別表一「2」又は別表一の二「2」若しくは「13」)	13		越	調整前法人税額超過構成額 (別表六(六)「8の⑯」)	21
当期税額基準額 $(13) \times \frac{20}{100} - (別表六(十五)「14」)$	14		分	当期繰越税額控除額 (20) - (21)	22
当期税額控除可能額 (12)と(14)のうち少ない金額	15			法人税額の特別控除額 (17) + (22)	23
調整前法人税額超過構成額 (別表六(六)「8の⑯」)	16				
当期税額控除額 (15) - (16)	17				
翌期繰越税額控除限度超過額の計算					
事業年度	前期繰越額又は 当期税額控除限度額	当期控除可能額	翌期繰越額 (24) - (25)		
	24	25	26		
・	円	円			
・			外 円		
計		(20)			
当期分	(12)	(15)	外		
合計					
機械設備等の概要					

別表六(二十三) 令六・四・一以後終了事業年度分

給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除に関する明細書

事業年度	・	・	法人名			
期末現在の資本金の額又は出資金の額	1	円	適用可否	3		
期末現在の常時使用する従業員の数	2	人				
法人税額の特別控除額の計算						
雇用者給与等支給額 (別表六(二十四)付表一「4」)	4	円	令和6年4月1日以後に開始する事業年度の適用の場合	第1項適用の場合 (14) $\geq 4\%$ の場合 (0.05、0.1又は0.15) (18) $\geq 10\%$ 又は (15) = (17) > 0 の場合 で、かつ、(19) $\geq 0.05\%$ の場合 0.05 プラチナくるみん又はプラチナえる ぼしを取得している場合 0.05	29	
比較雇用者給与等支給額 (別表六(二十四)付表一「11」)	5				30	
雇用者給与等支給増加額 (4) - (5) (マイナスの場合は0)	6				31	
雇用者給与等支給増加割合 $\frac{(6)}{(5)}$ (5) = 0 の場合は0)	7				32	円
調整雇用者給与等支給額 (別表六(二十四)付表一「5」)	8	円		第2項適用の場合 (14) $\geq 4\%$ の場合 0.15 (18) $\geq 10\%$ 又は (15) = (17) > 0 の場合 で、かつ、(19) $\geq 0.05\%$ の場合 0.05 プラチナくるみん又はえるぼし3段階 目以上を取得している場合 0.05	33	
調整比較雇用者給与等支給額 (別表六(二十四)付表一「12」)	9				34	
調整雇用者給与等支給増加額 (8) - (9) (マイナスの場合は0)	10				35	
継続雇用者給与等支給額 (別表六(二十四)付表一「19の①」)	11			特定税額控除限度額 (22) $\times (0.1 + (33) + (34) + (35))$ (14) < 0.03 の場合は0)	36	円
継続雇用者比較給与等支給額 (別表六(二十四)付表一「19の③」)	12					
継続雇用者給与等支給増加額 (11) - (12) (マイナスの場合は0)	13			第3項適用の場合 (7) $\geq 2.5\%$ の場合 0.15 (18) $\geq 5\%$ 又は (15) = (17) > 0 の場合 で、かつ、(19) $\geq 0.05\%$ の場合 0.1 くるみん又はえるぼし2段階目以上 を取得している場合 0.05	37	
継続雇用者給与等支給増加割合 $\frac{(13)}{(12)}$ (12) = 0 の場合は0)	14				38	
教育訓練費の額	15	円		中小企業者等税額控除限度額 (22) $\times (0.15 + (37) + (38) + (39))$ (7) < 0.015 の場合は0)	39	円
比較教育訓練費の額 (別表六(二十四)付表一「24」)	16			調整前法人税額 (別表一「2」又は別表一の二「2」若しくは「13」)	40	
教育訓練費増加額 (15) - (16) (マイナスの場合は0)	17			当期税額基準額 $(41) \times \frac{20}{100}$	41	
教育訓練費増加割合 $\frac{(17)}{(16)}$ (16) = 0 の場合は0)	18		当期税額控除可能額 (25)、(28)、(32)、(36)又は(40)と(42)の うち少ない金額)	42		
雇用者給与等支給額比教育訓練費割合 $\frac{(15)}{(4)}$	19		調整前法人税額超過構成額 (別表六(六)「8の⑧」)	43		
控除対象雇用者給与等支給増加額 (6)と(10)のうち少ない金額)	20	円	調整前法人税額超過構成額 (別表六(六)「8の⑧」)	44		
雇用者給与等支給増加重複控除額 (別表六(二十四)付表二「12」)	21		当期税額控除額 (43) - (44)	45		
差引控除対象雇用者給与等支給増加額 (20) - (21) (マイナスの場合は0)	22		前期繰越税額基準額残額 (42) - (43)	46		
令和6年3月31日以前に開始した事業年度の適用の場合	第1項適用の場合 (14) $\geq 4\%$ の場合 0.1	23	繰越税額控除限度超過額 (別表六(二十四)付表一「25の計」)	47		
	(18) $\geq 20\%$ 又は (15) = (17) > 0 の場合 0.05	24	同上のうち当期繰越税額控除可能額 (46)と(47)のうち少ない金額) (4) $\leq (5)$ 又は (5) = 0 の場合は0)	48		
	税額控除限度額 (22) $\times (0.15 + (23) + (24))$ (14) < 0.03 の場合は0)	25	調整前法人税額超過構成額 (別表六(六)「8の⑧」)	49		
	第2項適用の場合 (7) $\geq 2.5\%$ の場合 0.15 (18) $\geq 10\%$ 又は (15) = (17) > 0 の場合 0.1	26	当期繰越税額控除額 (48) - (49)	50		
中小企業者等税額控除限度額 (22) $\times (0.15 + (26) + (27))$ (7) < 0.015 の場合は0)	27	円	法人税額の特別控除額 (45) + (50)	51		

別表六(二十四) 令六・四・一以後終了事業年度分

給与等支給額、比較教育訓練費の額及び翌期繰越税額
控除限度超過額の計算に関する明細書

事業年度	・	・	法人名	
------	---	---	-----	--

雇用者給与等支給額及び調整雇用者給与等支給額の計算				
国内雇用者に対する給与等の支給額	(1)の給与等に充てるため他の者から支払を受ける金額	(2)のうち雇用安定助成金額	雇用者給与等支給額 (1)-(2)+(3) (マイナスの場合は0)	調整雇用者給与等支給額 (1)-(2) (マイナスの場合は0)
1	2	3	4	5
円	円	円	円	円
比較雇用者給与等支給額及び調整比較雇用者給与等支給額の計算				
前事業年度	国内雇用者に対する給与等の支給額	(7)の給与等に充てるため他の者から支払を受ける金額	(8)のうち雇用安定助成金額	適用年度の月数 (6)の前事業年度の月数
6	7	8	9	10
・	円	円	円	――
比較雇用者給与等支給額 (7)-(8)+(9)×(10) (マイナスの場合は0)	11			円
調整比較雇用者給与等支給額 (7)-(8)×(10) (マイナスの場合は0)	12			
継続雇用者給与等支給額及び継続雇用者比較給与等支給額の計算				
	継続雇用者給与等支給額の計算		継続雇用者比較給与等支給額の計算	
	適用年度	前事業年度	前一年事業年度特定期間	
	①	②	③	
事業年度等	13	・	・	・
継続雇用者に対する給与等の支給額	14	円	円	円
同上の給与等に充てるため他の者から支払を受ける金額	15			
同上のうち雇用安定助成金額	16			
差引 (14)-(15)+(16)	17			
適用年度の月数 (13の③)の月数	18			――
継続雇用者給与等支給額及び継続雇用者比較給与等支給額 (17)又は(17)×(18)	19			円
比較教育訓練費の額の計算				
事業年度	教育訓練費の額	適用年度の月数 (20)の事業年度の月数	改定教育訓練費の額 (21)×(22)	
20	21	22	23	
調年 整度	円	――	円	
対象		――		
計				
比較教育訓練費の額 (23の計)÷(調整対象年度数)	24			
翌期繰越税額控除限度超過額の計算				
事業年度	前期繰越額又は当期税額控除限度額	当期控除可能額	翌期繰越額 (25)-(26)	
	25	26	27	
・	円	円		
・			外 円	
・			外	
・			外	
・			外	
・			外	
・			外	
・			外	
・			外	
・			外	
計		別表六(二十四)「48」		
当期分	別表六(二十四)「40」	別表六(二十四)「43」	外	
合計				

別表六(二十四)付表一 令六・四・一以後終了事業年度分

給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除における雇用者給与等支給増加重複控除額の計算に関する明細書

給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除における雇用者給与等支給増加重複控除額の計算に関する明細書				事業年度	法人名
調整雇用者給与等支給額 (別表六(二十四)「8」)	1	円	控除対象調整数の計算	6	人
当期の終了の日における雇用者の数 (別表六(二十一)「31」)	2		地方事業所特別基準雇用者数の基礎となる雇用者の数 (別表六(二十一)「36の当期分」+「39の当期分」)	7	
調整地方事業所基準雇用者数 (別表六(二十一)「5」)	3		移転型特定新規雇用者基礎数 (別表六(二十一)「9」)	8	
特定新規雇用者基礎数 (別表六(二十一)「7」)	4		対象移転型特定非新規雇用者基礎数 (別表六(二十一)「17」)	9	
特定非新規雇用者基礎数 (別表六(二十一)「12」)	5		控除対象調整数 (6)－(7)－(8) (マイナスの場合は0)	10	
			控除対象者数 (3)と(4)+(5)+(9)のうち少ない数	11	円
			雇用者給与等支給増加重複基準額 $\frac{(1)}{(2)} \times (10)$	12	
			雇用者給与等支給増加重複控除額 $(11) \times \frac{20}{100}$		

別表六(二十四)付表二 令六・四・一以後終了事業年度分

特定の資産の買換えの場合の課税の特例
の適用に関する届出書

※整理番号

税務署受付印

令和 年 月 日	納 税 地	〒
	(フリガナ)	
	法 人 名 等	
	法 人 番 号	
	(フリガナ)	
	代 表 者 氏 名	
税務署長殿	代 表 者 住 所	〒
	事 業 種 目	業

自 令和 年 月 日 事業年度において取得をする下記の資産につき、
至 令和 年 月 日

☐ 租税特別措置法第65条の7第1項又は9項
☐ 租税特別措置法第65条の7第3項 の規定の適用を受けたいので、下記のとおり届け出ます。
(同条第10項において準用する場合を含む)

記

譲渡日又は取得日を含む 3 月 期 間		令和 年 月 日 から 令和 年 月 日		
譲渡見込資産	種 類			
	構 造 又 は 用 途			
	規 模			
	所 在 地			
	譲渡(予定)年月日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
	譲 渡 価 額	円	円	円
	帳 簿 価 額	円	円	円
取得見込資産	種 類			
	構 造 又 は 用 途			
	規 模			
	所 在 地			
	取得(予定)年月日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
	取 得 価 額	円	円	円
	租税特別措置法第65条の7 第1項の表の各号の区分	号	号	号
その他参考となるべき事項				

税 理 士 署 名

※税務署 処理欄	部 門	決 算 期	業 種 番 号	番 号	整 理 簿	備 考	通 信 日 付 印	年 月 日	確 認
-------------	-----	-------	---------	-----	-------	-----	-----------	-------	-----

05.06改正

(規格A4)